

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 1

所管課かい名 子ども未来課

許認可等の内容		公私連携法人の指定（市立こども園の運営の移管に係るもの）
根拠法令等及び条項		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項
行政庁		静岡市長
法令の定め	別紙1のとおり	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙2のとおり
	設定年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日
	設定年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終設定）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）
--------------------------------------

第34条 市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定（第十一項及び第十四項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

- (1) 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- (2) 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- (3) 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (4) 協定の有効期間
- (5) 協定に違反した場合の措置
- (6) その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

3 公私連携法人は、第十七条第一項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。

（4～13 略）

14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第三項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 34 条第 1 項の「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」と認めるかどうかを判断するための基準を定めるとともに、同項の「公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するもの」に当たるかどうかを判断するための基準を定めます。

そして、「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」と認める場合に、「公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するもの」に同項の指定（以下「指定」という。）をするかどうかの判断に係る基準についても定めます。

2 まず、「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」かどうかについては、申請に係る公私連携幼保連携型認定こども園を設置することにより、静岡市の市町村子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定により静岡市が定めた同項の市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）に定められた申請に係る教育・保育提供区域（同条第 2 項第 2 号の教育・保育提供区域をいう。）において、当該計画によって静岡市が実施しようとする教育・保育の提供体制の確保ができると認められるかどうかによって判断します。

3 また、「公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する」かどうかについては、申請者が提示した移管後の施設の運営に係る計画において示された教育・保育等の内容、運営体制及び職員配置の状況、申請者に対してなされた過去の監査の状況、申請者の財務状況等を総合的に考慮し、移管前の市立こども園において提供されていた教育・保育等と同等以上の水準の教育・保育等を提供することができるかと認められるかどうかによって判断します。

4 なお、市立こども園の運営の移管に係る指定は、その性質から 1 者のみが指定を受けることが想定されており、また、移管後のこども園においてより優れた教育・保育等が提供される必要があるから、市は、募集要項により実施される市立こども園の運営の移管を受ける者の選考を実施した上で、当該選考により移管を受ける者として決定された者に対してのみ指定を行う方針としています。

したがって、「保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当である」と認める場合に、申請者が「公私連携幼保連携型認定の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するもの」と認められる場合には、その者が、上記の選考により移管を受ける者として決定された者であるときには指定を行い、当該選考により移管を受ける者として決定された者以外の者であるときは指定を行わないこととします。